



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 38(4), 389-392
Issue Date	1988-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16591
Type	other
File Information	38(4)_p389-392.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和六一年七月一八日(金)午後一時半—四時半

「訴訟の役割と訴訟法学の課題」

報告者 井上治典氏

(神戸大学教授)

出席者 三五名

井上教授は、最近の民事訴訟法学において大いに注目されている、いわゆる「第三の波」理論の主唱者の一人である。従来の訴訟法理論は、民事紛争を解決するものは本裁判決であり、その判決がなされるに至る過程が民事訴訟であるという考え方に立ち、判決との関連で民事訴訟法上の諸事項を理解しようとしてきた。しかし、訴訟の役割は、両当事者にルールにしたがって充実した弁論をなすことを保障するという点にあり、そのような考え方からすれば、民事訴訟は、訴訟前ならびに訴訟外・訴訟後の紛争過程と全く切離されたものではなく、それらと接

続した、基本的には類似した存在とみるべきであり、訴訟において適用される法の内容のごときも、両当事者を中心とする対論の中から発見されるべきものである。このような基本的理解に立つと、従来の訴訟法学上の諸理論は全面的に再検討がなされるべきである。大略、以上のような趣旨のことを、具体例をあげつつ、また、最近の法哲学上の学説などにも言及しつつ、熱っぽく論述された。

(文責 福永)

○昭和六一年九月一二日(金)

「北方ジャーナル」事件をめぐって」

報告者 五十嵐清氏

(北海道大学法学部教授)

紙谷雅子氏

(北海道大学法学部助教)

出席者 二五名

「北方ジャーナル」事件最高裁大法廷判決(昭和六一年五月三〇日民集四〇巻四号七二五頁)を契機として、表現の自由と人格権の保護の関係について、公法学者と私法学者の間の対話の促進を図った企画である。英米の言論法に明るい紙谷が、大法廷多数意見に対し言論の自由を促進する立場から批判的な見解

を述べたのに対し、五十嵐は人格権の保護を強化する立場から多数意見を支持する見解を述べ、これを中心として会員の中から種々の意見が開陳された。全体として公法学者と私法学者の間で議論が十分に噛み合わなかったようである。なお法学会の企画としては、刑法学者と政治学者の参加がほとんど見られなかったのが残念である。

五十嵐の報告要旨については、「人格権の侵害と差止請求権」ジュリ八六七号参照。
(五十嵐記)

○昭和六一年二月一九日(金)

「陪審制度の効用について」

報告者 渡部保夫氏

(北海道大学法学部教授)

出席者 四三名

昭和六一年二月一九日の本学の法学会で、次のレジュメに基づいて報告した。

(はじめに)

陪審制に関する一般の意識(どこかで行われている変わった裁判方式)、くわずもの嫌い)

基本的な若干の視点(国民の司法参加、陪審制の得失、浦辺

衡判事による戦前の陪審経験者の意見などの報告)

一 陪審制の下では、誤った有罪認定は相当減少するか。

職業裁判官の有罪予断(大場茂馬博士・三宅正太郎氏らの指摘、どこから由来するか)

陪審制におけるイギリス式とアメリカ式(G・ウイリアムズ博士の指摘、その他)、いずれの方式を採用すべきか。

なぜ誤った有罪認定は減少するか、その理由(職業裁判官と陪審員の事実認定能力・有罪決断の相違など)

判事の説示における抑制、証拠裁判主義の徹底化、事実認定能力の増進、「賢明で適切な判事の説示と一二人の社会経験および常識の結合」、評決における制限多数決制と単純多数決制、無罪の判決に対する検事控訴の許否、陪審員は熱心に審理に取り組むか、刑事裁判における権力の分岐

現在の制度においても誤った有罪認定は稀か(航空機事故におけるハインリッヒの法則と類似の法則)、改善の方向(ウイリアムズ博士の示唆・法曹一元制と有罪認定の全員一致制)

間違った無罪が増えるか(無罪率・旧陪審当時の事例、なぜ無罪が多かったか、公判証拠中心)、デブリン卿の指摘、島保氏の考え、犯罪は増えるか(ニューヨークとシアトル)

日 本地裁事件(約八万人)中、一一一人(〇・一四%)

イギリス 三万人(四季・巡回裁)中、四五〇〇人(二五%)
西ドイツ 六八万人(重・軽罪)中、三万八千人(六%)

日・陪審 四六〇件中、八一一件(殺人・二三件中一四件、
放火一九七件中六一件)(二七%)

二 陪審制と法の解釈・適用・運用への影響

実体法の解釈・刑罰法規の純粹化、不評判な法の適用に対する
弊

令状主義の運用の現状・実務の垢、イギリスにおける人身の
自由の尊重と陪審制

法解釈と民衆の感覚(二、三の事例、法と民衆との離隔、天
下の裁き、陪審員のこう笑)、リップサービスのな法解釈、堅い
刑事裁判観、不公平な法の運用への抵抗、刑事司法は軟化する
か

検察の運用の現状と陪審制の導入による影響(イギリスの公
訴官規則、わが国における検察官志望の減少の原因)

三 陪審制と訴訟遅延の解消

訴訟遅延の現状(松川一三年一月、ポポロ一二年六月)、イ
ギリスとの比較(約一年・一九世紀、五〇開廷・約五カ月、ほ
かに四四開廷、三二開廷・二〇世紀)、裁判官人口、訴訟の迅速
化への強力なインパクト

日 本 約二七〇〇人(内、簡裁判事約九〇〇人)

西ドイツ 一五三一人(明治三三年)

西ドイツ 一万七千人、ほかに名譽職裁判官約五万人

四 陪審制と刑事裁判に対する国民の信頼(司法は民衆の信頼
を生命とする)、官僚による権力の行使、公安事件における傍聴
席の激しい視線、裁判官集団のますますの結束と国民からの
じよう離(検察官についても。司法内部での無意識的な結合、
なぜ「国民の裁判所」の標語が消失したか)

陪審制の採用と審理手続の丁重化と裁判に対する信用の増大
(最近の刑事裁判に対する不評判の原因)

陪審制の採用と直接審理主義・口頭弁論主義の貫徹化へのイ
ンパクト(九九・八六%の有罪率、「刑事裁判所は何にをすると
ころぞ」平野博士、捜査段階における有罪証拠の体系化)

陪審制の採用と量刑への影響、「被告人の中に同胞を見る」(グ
ランヴィル)、陪審裁判と被告人の納得、上訴率、判事の重い責
任を陪審員と共同負担で

五 陪審制と国民の法意識の向上

デニング卿の力説(英国民の順法精神の由来)、居酒屋におけ
る法と裁判談義、「法によって解決して、恨みっこなし」

国民の司法に対する情報量の増大、司法内部の官僚的要素の

払拭、「身近な裁判所」、西ドイツの裁判所の雰囲気の変貌と名譽職裁判官、イギリスにおける素人裁判官と陪審員の寄与

六 戦前における陪審制の挫折の原因

制度の欠陥（答申の非拘束性、上訴の不許可、対象事件の制限、単純多数決制）、もし陪審制が理想的な形態で存続していたら（ポアソナードの建言）？ 陪審員に人を得ることができるか（三六人中の二人）、国民性、民度の現状、イデオロギー対立の激化とヒューマニズムへの信頼（民事陪審の衰退原因）

各国の陪審制・参審制採否の状況、両制度の併用か（大規模事件）

「習慣のらち外にあるものは理性のらち外にあるものと、信ぜられるようになる」（モンテーニュ）、法的愛國主義・文化的孤立主義（ピア教授）

陪審制・参審制は実現する可能性ありや？

（以上）

○昭和六一年一〇月一四日（火）

「報道の自由の司法的保護とその限界」

報告者 カール・ハイントツ・ゲツセル氏
（エアランゲン＝ニュルンベルク大学教授）

出席者 二八名

北大法学論集第三七卷第六号六九頁以下に翻訳が掲載されている。

○昭和六一年一月二八日（金）

「巨大技術・巨大開発の法的統制論——原発事故と下北三点セット計画をめぐる制裁的賠償・PPPおよび行政手続的統制を中心として——」

報告者 保木本一郎氏
（国学院大学教授）

出席者 三五名

本報告に関して、「巨大技術の発達と法的統制の行方」（法学セミナー三八〇号三〇頁）、「原発をめぐる残された課題」（ジュリスト八二二号三二頁）、「原子力開発と住民参加」（同五八〇号二九頁）の各論稿がある。